

凡 例

表彰記号の規約

- | | |
|--------------------|-----------|
| ・ 計数のない場合 | 「—」 |
| ・ 計数不明の場合 | 「…」 |
| ・ 統計項目のありえない場合 | 「・」 |
| ・ 比率が微小（0.05未満）の場合 | 「0.0」 |
| ・ 計数が減少の場合 | 「—（マイナス）」 |

人口動態調査

1 調査の目的

人口動態調査は、我が国の人口動態事象を把握し、人口及び厚生労働行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出生、死亡、婚姻、離婚及び死産の全数を対象としているが、本概況は、令和4年1年間に日本において発生した日本人の事象を客体としている。

3 調査の期間

令和4年1月1日～令和4年12月31日

4 用語の説明

- | | |
|-----------|---|
| ・ 自然増加 | 出生数から死亡数を減じたもの |
| ・ 乳児死亡 | 生後1年未満の死亡 |
| ・ 新生児死亡 | 生後4週(28日)未満の死亡 |
| ・ 早期新生児死亡 | 生後1週(7日)未満の死亡 |
| ・ 死産 | 妊娠満12週以後の死児の出産 |
| ・ 周産期死亡 | 妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたもの |
| ・ 妊産婦死亡 | 妊娠中又は妊娠終了後満42日未満の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるもの |

5 比率の解説

(1) 出生・死亡・婚姻・離婚率

$$= \frac{\text{年間事件数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

(2) 死産率（自然死産率・人工死産率）

$$= \frac{\text{年間の死産（自然・人工）数}}{\text{年間の出産（出生＋死産）数}} \times 1,000$$

(3) 乳児死亡率（新生児死亡率・早期新生児死亡率）

$$= \frac{\text{年間の乳児（新生児・早期新生児）死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

(4) 周産期死亡率

$$= \frac{\text{年間妊娠満 22 週以後の死産数} + \text{年間早期新生児死亡数}}{\text{年間出生数} + \text{年間妊娠満 22 週以後の死産数}} \times 1,000$$

(5) 自然増加率

$$= \frac{\text{年間出生数} - \text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 1,000$$

(6) 合計特殊出生率

$$= \frac{\text{年間の母の年齢別出生数}}{\text{10月1日現在年齢別女性人口}} \quad \text{の 15 歳～49 歳までの合計}$$

(7) 死因別死亡率

$$= \frac{\text{年間死因別死亡数}}{\text{10月1日現在人口}} \times 100,000$$

(8) 平均体重

$$= \frac{\text{出生時の体重の総和}}{\text{出生数}}$$

（注）体重の総和，出生数には体重不詳のものを含まない。

(9) 平均初婚（再婚）年齢

$$= \frac{\text{夫・妻の届出時の月齢の総和}}{\text{年間婚姻数}}$$

6 比率に用いた基礎人口

市町村，保健所分については本県統計課発表の「毎月推計人口（2022 年 10 月 1 日現在）」，全国，都道府県分については総務省統計局発表の「推計人口（2022 年 10 月 1 日現在）」の日本人人口を用いた。

（備考：国勢調査年は，国勢調査結果による補間補正人口を用いる。）

7 死因分類について

厚生労働省 e-stat に掲載されている分類表を使用

医療施設調査及び病院報告

1 調査の目的

(1) 医療施設調査

この調査は、全国の医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 病院報告

この報告は、全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

報告の期間は、以下のとおり。

令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日（毎月報告）

2 比率に用いた人口

総務省統計局発表「人口推計（令和 4 年 10 月 1 日現在）」の総人口（外国人含む）。なお、指定都市、特別区及び中核市については、各指定都市、東京都及び各中核市が推計した令和 4 年 10 月 1 日現在の総人口（外国人含む）である。

3 用語の説明

(1) 医療施設の種類

病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。

一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

(2) 病院の種類

精神科病院 精神病床のみを有する病院をいう。

一般病院 精神科病院以外の病院をいう。

(3) 医育機関

「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいい、大学研究所附属病院も含む。

(4) 病床の種類

精神病床

精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。

感染症病床

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症，二類感染症（結核を除く。），新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床をいう。

結核病床

結核の患者を入院させるための病床をいう。

療養病床

病院の病床（精神病床，感染症病床及び結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。

一般病床

精神病床，感染症病床，結核病床及び療養病床以外の病床をいう。

介護療養病床

療養病床のうち，「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法」に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指に係る病床をいう。

※ 「療養病床」の数値は，「介護療養病床」を含んでいる。

(5) 解説者の分類

国	厚生労働省，独立行政法人国立病院機構，国立大学法人，独立行政法人労働者健康福祉機構，国立高度専門療研究センター，その他
公的医療機関	都道府県，市町村，地方独立行政法人，日赤，済生会北海道社会事業協会，厚生連，国民健康保険団体連合会
社会保険関係団体	全国社会保険協会連合会，厚生年金事業振興団，船員保険，健康保険組合及びその連合会，共済組合及びその連合会，国民健康保険組合，公益法人
医療法人	医療法人
個人	個人
その他	公益法人，私立学校法人，社会福祉法人，医療生協，会社，その他の法人

(6) 在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に，毎日 24 時現在在院している患者をいう。

(7) 新入院患者，退院患者

毎月中における新たに入院した患者，退院した患者をいい，入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(8) 外来患者

新来，再来，往診及び巡回診療患者の区別なく，すべてを合計したものをいい，同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け，それぞれの科で診療録が作成された場合は，それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(9) 1日平均在院患者数

$$= \frac{\text{年間在院患者延べ数}}{\text{当該年の年間日数}}$$

(10) 1日平均外来患者数

$$= \frac{\text{年間外来患者延べ数}}{\text{当該年の年間日数}}$$

(11) 病床利用率

$$= \frac{\text{年間在院患者延数}}{(\text{年間日数} \times \text{月末病床数}) \text{の1月} \sim \text{12月の合計}} \times 100$$

(12) 平均在院日数

$$= \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times (\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数})}$$

療養病床については，次式による。

$$= \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\text{年間新入院患者数} + \frac{\text{年間同一医療機関内の他の種別の病床から移された患者数}}{\text{年間同一医療機関内の他の種別の病床へ移された患者数}} + \text{年間退院患者数} + \frac{\text{年間同一医療機関内の他の種別の病床へ移された患者数}}{\text{年間同一医療機関内の他の種別の病床から移された患者数}} \right]}$$

介護療養病床については，次式による。

$$= \frac{\text{年間在院患者延数}}{1/2 \times \left[\text{年間新入院患者数} + \frac{\text{年間同一医療機関内の介護療養病床以外の病床から移された患者数}}{\text{年間同一医療機関内の介護療養病床以外の病床へ移された患者数}} + \text{年間退院患者数} + \frac{\text{年間同一医療機関内の介護療養病床以外の病床へ移された患者数}}{\text{年間同一医療機関内の介護療養病床以外の病床から移された患者数}} \right]}$$

医師・歯科医師・薬剤師統計

1 調査の目的

この統計は、医師、歯科医師及び薬剤師について、性、年齢、業務の種別、従事場所及び診療科名（薬剤師を除く。）等による分布を明らかにし、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 集計対象

日本国内に住所があつて、医師法第6条第3項により届け出た医師、歯科医師法第6条第3項により届け出た歯科医師及び薬剤師法第9条により届け出た薬剤師の各届出票を集計の対象とする。

3 届け出の時点

令和4年12月31日現在

4 用語の解説

(1) 医育機関

学校教育法に基づく大学等において、医学又は歯学の教育を行う機関をいう。

(2) 介護老人保健施設

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であつて、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

(3) 介護医療院

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であつて、主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設をいう。

5 比率に用いた人口

市町村人口は県統計課「令和4年10月1日現在推計人口」による。ただし、鹿児島市人口は鹿児島市が推計した令和4年10月1日現在の総人口である。なお、県人口は総務省統計局「推計人口（令和4年10月1日現在）」によるため各市町村の総計とは一致しない。

衛生行政報告例

1 報告の目的

衛生行政報告例は、衛生関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における衛生行政の実態を把握し、衛生行政運営の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査機関

令和4年4月1日から令和5年3月31日